

令和7年12月11日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
加納 康至  
(公印省略)

令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害にかかる  
介護報酬等の柔軟な取扱い（基準緩和等）について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害につきましては、被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、本通知は、厚生労働省より、今般の被災に伴う介護報酬等の取扱いについて、各都道府県介護保険担当主管部局等宛に事務連絡が発出されたこととお知らせするものです。

具体的には、今般の災害に伴い、介護保険施設等の入所者が、一時的に他の介護保険施設や医療機関等に避難し、施設サービスや医療サービスの提供を受けようとする場合、避難先の施設等へ入所・入院等を行い、避難先の施設等が施設介護サービス費や診療報酬を請求することを原則とするものの、一時的避難の緊急性が高く、手続きが間に合わない等やむを得ない場合に、これまで提供されていたサービスを継続して提供できていると保険者が判断したときは、避難前の介護保険施設等が施設介護サービス費等を請求し、避難先の介護保険施設や医療機関等に対して、必要な費用を支払う等の取扱いとしても差し支えないことや、避難所や避難先の家庭等で生活している要介護者及び要支援者に対して、避難所や避難先の家庭等において居宅サービスを提供した場合においても介護報酬の算定は可能である旨などが記載されております。

なお、事業所等が被災したことにより、一時的に施設基準・算定要件等を満たすことができなくなる場合等がありますが、今回の厚生労働省の整理はあくまで例示であり、その他の柔軟な取扱いを妨げるものではないとされております。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・ 令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害にかかる介護報酬等の柔軟な取扱い（基準緩和等）について（令7.12.9 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡）

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(松岡)  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737